

各府省の事業計画と工程表 のとりまとめ

(学校施設等)

平成 23 年 9 月 30 日

東日本大震災復興対策本部事務局

事業計画

1. 学校施設等

(1) 幼稚園・小中高等学校等

【災害復旧】

(i) 国立大学法人附属学校

国立大学法人附属学校の施設の復旧については、国立大学法人が設置する施設として、国立大学等と一体的に進めている。詳細については後述の(2)大学等

(i) 国立大学法人等に記載。

(ii) 公立学校

東日本震災により被災した公立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の約2,500校について、設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、公立学校施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立学校約2,400校については、概ね、23年度内の事業着手・復旧、24年度内の復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた公立学校約100校については、本格復旧までの間、応急仮設校舎の建設を計画的に進めつつ、校舎等の本格復旧に向けて、概ね、23年度からの事業着手・復旧、25年度内の復旧完了を目標とする。移転が伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。
- ③ 公立学校施設の復旧の際には、社会教育施設との一体的整備について必要に応じ検討する。
- ④ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧出来るよう対応を行うこととする。

(iii) 私立学校等(専修学校・各種学校を含む)

私立学校等施設は、東日本大震災により、軽微なものも含め1,428校が被害を受けた。私立学校等施設の災害復旧に係る国庫補助を申請する設置者に対して財政的支援等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、私立学校等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立学校については、概ね、23年度内の事業着手・復旧、24年度内の復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた私立学校等の校舎等の本格復旧に向けて、23年度内の事業着手・復旧、25年度内の復旧完了を目標とする。移転が伴う場合は、地域

の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。

- ③ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧できるよう対応を行うこととする。

【校庭・園庭の土壌処理】

(i) 国立大学法人附属学校

校庭・園庭の空間線量率が毎時 $1\mu\text{Sv}$ 以上の国立大学法人の附属学校・園4校について、23年8月上旬までに校庭・園庭の土壌処理事業が終了した。

(ii) 公立学校

- ① 緊急時避難準備区域等の対象になっていない地域における校庭・園庭の空間線量率が毎時 $1\mu\text{Sv}$ 以上の公立学校約300校について、8月末までに校庭・園庭の表土除去が終了した。
- ② 緊急時避難準備区域等にある公立学校については、条件が整い次第、速やかな校庭・園庭の土壌処理事業の着手を行うこととする。

(iii) 私立学校

- ① 緊急時避難準備区域の対象になっていない地域における校庭・園庭の土壌処理事業に対する国の財政的支援の対象となる可能性がある私立学校約80校について、9月末までに土壌処理事業を完了する見込み。
- ② 緊急時避難準備区域にある私立学校については、条件が整い次第、速やかな校庭の土壌処理事業の着手を行うこととする。

(2) 大学等

【災害復旧】

(i) 国立大学等

国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構(以下、国立大学法人等とする)は、東日本大震災により、軽微なものを含め30法人が被害を受けた。被害を受けた国立大学法人等に対して、国立大学法人等施設の災害復旧に係る財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、国立大学法人等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる施設については、23年度内の事業着手・復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた施設については、危険防止のために緊急に実施する必要

があるもの及び授業再開など教育研究機能の早期回復のために必要となる土地復旧及び応急仮設校舎の建設について、概ね、23年度内の完了を目標とする。

校舎等の改築等を含む本格復旧については、概ね、23年度からの事業着手・復旧、25年度内の復旧完了を目標とする。津波による被害を受けた国立大学法人等の施設については、地域の復興計画の策定等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手することとする。

(ii) 私立大学

私立大学施設は、東日本大震災により、軽微なものも含め190校が被害を受けた。私立大学施設の災害復旧に係る国庫補助を申請する設置者に対して財政的支援等必要な措置を講じることにより、以下のとおり、私立大学施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立大学については、基本的には23年度内の事業着手・復旧、24年度内の復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた私立大学の校舎等の本格復旧については、23年度内の事業着手・復旧、25年度内の復旧完了を目標とする。

(3) 公立社会教育施設(公立社会体育施設と公立文化施設を含む)

【災害復旧】

公立社会教育施設は、東日本大震災により、軽微なものも含め約3,400施設が被害を受けた。公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助を申請する設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、基本的には23年度内の事業着手・復旧、24年度内の復旧完了を目標とする。
- ② 甚大な被害を受けた公立社会教育施設の本格復旧に向けて、23年度の事業着手・復旧、25年度内の復旧完了を目標とする。移転が伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。
- ③ 公立社会教育施設の復旧の際には、学校施設との一体的整備について必要に応じ検討する。

復興施策の工程表（学校施設等）

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
幼稚園・小中高等学校等	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
	甚大な被害を受けた施設の復旧	応急仮設校舎の建設 校舎等の本格復旧 <small>※防災機能の強化、公民館等関係施設との複合化・多機能化については、被災地からの要望に応じて対応。 ※被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧。</small>												
	校庭、園庭の土壌処理事業	1 μ Sv以上の学校の土壌処理 緊急時避難準備区域等については、条件が整い次第、対応												
大学等	比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	校舎等の復旧												
	甚大な被害を受けた施設の復旧	応急仮設校舎の建設 校舎等の本格復旧												
公立社会教育施設 (公立社会体育施設・公立文化施設を含む)	比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	施設の本格復旧												
	甚大な被害を受けた施設の復旧	施設の本格復旧												